

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
施行規則第四条第一号の規定に基づき総務大臣が定める情報を定める件
(仮称) を制定する告示の概要

1 制定理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号）第 4 条第 1 号の規定に基づき、個人番号利用事務等実施者が電子情報処理組織を使用して本人から個人番号の提供を受ける場合に送信を受けることとされている地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）により電子署名が行われた当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項に係る情報であって総務大臣が定めるものについて定めるもの。

2 概要

1. の総務大臣が定める情報は、個人番号カードに記録される署名券面情報（通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成 27 年総務省告示第 号）第 4 の 1 の (2) のエに規定する署名券面情報をいう。）（※）とする。

※機構により電子署名が行われた券面事項入力補助情報（個人番号カードの券面に記載した氏名、通称、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報）に係る情報をいう。

3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）から施行する。

○総務省告示第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府
・総務省令第三号）第四条第一号（同令第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、
同号の総務大臣が定める情報を次のように定め、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年 月 日

総務大臣 山本 早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第四条第一号（同令第
十二条第一項において準用する場合を含む。）の総務大臣が定める情報は、通知カード及び個人番号カード
に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第 号）第4の1の(2)のエに規定する署名券面情報とす
る。